

令和４年 第１０回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和４年９月９日（金）午前９時２７分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第３会議室		
3. 委員総数	１２名		
4. 出席した委員（１１名）	1 番 佐々木純子	2 番 加藤朋光	
	4 番 須田貴志	5 番 齋藤一成	6 番 巴 朋之
	7 番 須藤孝子	8 番 須田 久	9 番 佐藤久美子
	10番 森 孝良	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
5. 欠席した委員（１名）	3 番 佐々木鋼記		
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	1 番 佐々木純子	4 番 須田貴志	
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英	副主幹班長 村上裕子	
	主任 館岡里海		
9. 議事日程	第１ 議事録署名委員の指名 第２ 会議書記の指名 第３ 会期の決定 第４ 諸般の報告 第５ 議案審議		
報告第１３号	農地法第１８条第６項の規定による通知（合意解約）について . . . 【４０件】		
報告第１４号	農地の転用事実に関する照会について . . . 【１件】		

議案第 29 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について . . . 【 1 件】
議案第 30 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定 について . . . 【 68 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 4 年第 10 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (開会 午前 9 時 27 分)
◇会長	皆さん、おはようございます。 稲刈り前の何かと忙しい時期であります、出席頂きましてありがとうございます。また、先月の農地パトロールに関しましては、ご協力を賜りありがとうございました。 今年の稲作につきましては、台風 11 号の影響もなく、良かったと思っていたところですが、今度は台風 12 号が発生しまして心配しているところです。 出穂後の天候不順により登熟が遅れ気味になって、刈り取りの最盛期は 9 月 25 日頃と予想されております。 肝心の概算金ですが、本日午前、全県の組合長会議におきまして全農から提示され、それを受けて午後から、しんせい農協の概算金が決定されるという流れになっております。新聞報道によると宮城県、青森県では 1,000 円以上のアップとなったようですので、同様に期待されるところです。 本日も慎重なる審議をお願いいたしましてあいさついたします。
◆事務局長	ありがとうございました。 それではこれより議事に移りますが、その前に議案書の訂正をお願いいたします。 議案書の 9 ページになります。報告第 13 号ー 19 の「地目」の欄、「98」と面積が入っておりますが、「田」に訂正をお願いいたします。続いて 14 ページ、同じく報告第 13 号ー 37 の備考欄が空欄になっております。こちらは、権利の種類が「賃貸借」、解約年月日が「令和 4 年 5 月 31 日」となりますので、追記をお願いいたします。 それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

- ◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。3番 佐々木鋼記委員より欠席の届け出がありました。
- ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。
- ◇議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
- 1番 佐々木純子委員、4番 須田貴志委員の両名にお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
- 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
- 会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長 日程第4 諸般の報告
- 8月9日、市町村農業委員会地区別研修会が秋田市で開催され、にかほ市からは14名出席しております。
- 9月7日、地区別市町村農業委員会会長・職務代理者・事務局長会議が秋田市で開催され、3名出席しております。
- ◇議長 日程第5 議案審議に入ります。
- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 それでは、議案書は6ページからになります。
- 報告第13号－1は、所有権を移転するため合意解約するものであります。なお、新たな所有権の移転として、議案第29号へ上程されております。
- 報告第13号－2以降は全て、象潟前川ほ場整備事業に係る合意解約であります。象潟前川地区ほ場整備事業では、秋田県農業公社に農地中間管理権を設定することから解約

するものです。なお、報告第13号－39と40は既に農地中間管理権が設定されており解約しないことも可能ですが、その場合は、期間の延長と受け手の変更及び賃借料の変更手続きが必要になることから、一旦解約し、改めて農地中間管理権を設定しようとするものです。

◇議長

報告第13号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第13号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第14号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書15ページからになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。

当該農地は平沢字坪貝地内の農地で、国道7号線を挟んで■■■■■■■■■■の向かい側にある農地です。位置図を16ページ、公図を17ページに掲載しております。現地につきましては、遠藤委員、佐藤委員と事務局職員が確認をしておりますが、公図からも推測できるとおり2筆は一体化しており、雑草が繁茂していることから非農地と判断して回答しております。

◇議長

報告第14号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第14号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書 18 ページになります。
譲渡人は現在は市外に居住しており申請地の管理が困難であること、また、申請地は譲受人の所有する農地と隣接していることなどから、贈与することで合意したものであります。受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

◇議長 議案第 29 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第 29 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書 19 ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて 68 件でありまして、うち賃借権の新規が 62 件、再設定が 4 件、使用貸借権の新規が 2 件で、利用権設定の総面積は 547,890㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。

なお、議案第 30 号－5 以降は全て農地中間管理事業を利用

したほ場整備に係る利用権の設定となります。

始めに、議案第30号―1から9までを説明いたします。

議案第30号―1と2は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第30号―3は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第30号―4も賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第30号―5と6は受人が同一であり、5は使用賃借権の新設、6は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第30号―7から9は受人が同一であり、7は使用賃借権の新設、8と9は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第30号―1から9までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第30号―1から9について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第30号―10から41は、4番 須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員退席〉

(午前9時44分)

◇議長

議案第30号―10から41について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 27 ページからになります。

議案第 30 号－10 から 41 も、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。なお、契約条件についてですが、ほ場整備地区内関係者の話し合いにより、貸借の期間は 20 年間、賃借料は原則 6,000 円/10a、ただし、令和 3 年度に不作付け等のほ場については 1 円/10a で統一されております。

◇議長

議案第 30 号－10 から 41 の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8 番

須田委員

今回の案件は、ほ場整備関連ということではありますが、賃借料のことで質問します。

通常、ほ場整備を行うと道路や水路に面積をとられ、配分される農地の面積が減るのが通例となっております。このような場合、契約賃借料はどうなるかというのが一点、もう一つは、契約期間 20 年の期間中に、字・地番・面積が変わると思います。契約期間中に契約内容の変更契約をしなければなりませんか。

◇議長

暫時休憩いたします。

〈午前 9 時 52 分〉

◇議長

再開いたします。

〈午前 10 時 00 分〉

◆事務局長

先ほどの事務局の説明にはありませんでしたが、ほ場の面工事の期間中は作付け出来ないこととなりますので、その年は賃借料を 1 円/10a に変更します。面工事が終わって作付け出来るようになると、令和 3 年中、不作付等で当初 1 円/10a 契約だった農地も含めて 6,000 円/10a に変更契約することで合意済みであります。

◇議長

他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 30 号－10 から 41 については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

４番 須田貴志委員の入室を許可します。

〈４番 須田貴志委員着席〉

(午前１０時０１分)

◇議長

次の議案第３０号－４２から６８は、私に関連ありますので、私が退席する間、議事の進行は、にかほ市農業委員会運営規則第３条の規定に基づき、会長職務代理者が会長の職務を代理し議長になりまして進めさせていただきます。

職務代理者、よろしくお願いいたします。

◇議長（会長職務代理者）

それでは、次の議案第３０号－４２から６８は、１２番 小林豊委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈１２番 小林 豊委員退席〉

(午前１０時０２分)

◇議長（会長職務代理者）

議案第３０号－４２から６８について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は５１ページから最終ページになります。

議案第３０号－４２から６８も、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長（会長職務代理者）

議案第３０号－４２から６８の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長（会長職務代理者）

ご質問、ご意見ないようですので、議案第３０号－４２から６８については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長（会長職務代理者）	挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。 12番 小林 豊委員の入室を許可します。 〈12番 小林 豊委員着席〉 (午前10時04分)
◇議長（会長職務代理者）	小林 豊委員が戻りましたので、ここで議長を交代します。
◇議長	以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。 これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。 (閉会 午前10時05分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年9月9日

議事録署名委員

総会議長	会 長
委 員	1 番
委 員	4 番